

# 修 繕 仕 様 書

修 繕 名：旭西排水センターほか消防設備修理

修繕場所：岡山市北区七日市西町 6 番 1 0 号ほか

修繕期間：契約締結の日から令和 8 年 2 月 1 3 日

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 一般事項

(目 的)

第 1 条 本仕様書は、上記修繕の基本的内容について定める。受注者は現場説明書、仕様書及び図面等(以下「設計図書」という。)に基づいて本市関係職員(以下「監督員」という。)の指示に従って誠実に施工すること。

なお、本修繕は設計図書及び修繕に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で施工すること。

(提出書類)

第 2 条 受注者は、本修繕について次の関係書類を提出すること。

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 課税事業者届              | 1 部 |
| 2. 着工届                 | 1 部 |
| 3. 工程表                 | 1 部 |
| 4. 主任技術者届              | 1 部 |
| 5. 現場責任者届              | 1 部 |
| 6. 現場写真帳 (A 4 カラー・工程毎) | 1 部 |
| 7. 使用材料承認図             | 1 部 |
| 8. 修繕報告書               | 2 部 |
| 9. 完工通知書               | 1 部 |
| 10. その他監督員の指示する書類      | 1 式 |

(現場責任者)

第 3 条 現場責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限(請負金額の変更、修繕期間の変更、請負金の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。)を行使することができる。

(条件変更等)

第 4 条 設計図書に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第 5 条 この修繕施工に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行する。

これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

(災害防止等)

第6条 本修繕の施工に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、施工中第三者に危害等を与えた場合は、受注者の責務において誠意をもって解決すること。

また、修繕施工にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処置)

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本修繕施工中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は、調整・修理を行うこと。

(修繕用電力等)

第8条 修繕施工に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第9条 受注者は本修繕施工に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受注者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本修繕施工に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。

万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受注者は、本修繕の施工期間中および修繕完了に際して、監督員の指示に従い施工場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、施工場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本修繕施工に使用する工具及び機器類は、受注者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受注者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第14条 本修繕に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、JIS等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受注者が交換すること。

受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

- 第15条
1. 発生材のうち、特記事項により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
  2. 発生材のうち、特記事項により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
  3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。
- なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記事項による。

(石綿含有建材の事前調査)

- 第16条
1. 受注者は、本業務の対象となる建築・工作物等において、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき石綿含有建材の事前調査を施工前に実施し、監督員に書面にて調査結果の説明を行ってから修繕に着手すること。同法第2項に基づく協力が必要な場合は監督員に通知すること。
  2. 大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項に該当する修繕については同規則第4項に定められた報告を受注者が行うとともに石綿事前調査結果報告システムからダウンロードした報告書を発注者へ提出すること。
  3. 石綿事前調査は、環境省で定める有資格者（一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録されている者）により調査を行うこと。ただし、工作物の事前調査に際しては、対象となる工作物の専門知識を有する者をもって代わりとすることができる。
  4. 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項に掲げる建築物等は調査対象としない。また、石綿等が含まれていないことが明らかであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させる恐れのない作業等も同様とする。

(検査)

- 第17条
- 本業務の委託期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。

## 第2章 特記事項

### 第1節 概 要

#### (修繕概要)

第1条 本修繕は、旭西排水センターほかの消防設備に不具合を発見したため修理するものである。

#### (施工場所)

第2条 本業務の修理場所は下記のとおりとする。

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 旭西排水センター | 岡山市北区七日市西町6番10号 |
| 錦ポンプ場    | 岡山市南区藤田錦2356番地1 |
| 古新田ポンプ場  | 岡山市南区古新田990番地1  |
| 野殿ポンプ場   | 岡山市北区野殿西町428番地6 |

#### (施工範囲)

第3条 本修繕の内容は下記のとおりとする。

1. 旭西排水センター消防設備修理
2. 錦ポンプ場消防設備修理
3. 古新田ポンプ場消防設備修理
4. 野殿ポンプ場消防設備修理

#### (修理対象機器)

第4条 本業務の取替修理対象機器は下記のとおりとする。

##### ●旭西排水センター消防設備(改修前)

##### 通路・避難口誘導灯

|                                                                         |    |
|-------------------------------------------------------------------------|----|
| 避難口誘導灯【A級 壁直取付 片面】<br>既存：FA44312(本体)+FK20000(表示板)<br>場所：沈砂池1階北東、沈砂池1階南東 | 2台 |
| 避難口誘導灯【A級 壁直取付 片面】<br>既存：FA20312(本体)(表示板含む)<br>場所：沈砂池1階東中央              | 1台 |
| 避難口誘導灯【C級 防雨防湿型 天井吊り下げ】<br>既存：FW11167(本体)(表示板含む)<br>場所：地下1F高速雨水処理室      | 1台 |

##### ●旭西排水センター消防設備(改修後)

##### 通路・避難口誘導灯

|                                                                                                                |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 避難口誘導灯【B級BL 壁直取付 片面 防雨防湿型】<br>参考形式：FW21337C LE1(本体)(表示板含む)<br>場所：沈砂池1階北東、沈砂池1階南東、<br>沈砂池1階東中央(既設A型 誘導灯を撤去後に取付) | 3台 |
| 通路誘導灯【B級BL 壁直取付 片面】<br>参考形式：FA20312C LE1(本体)(表示板含む)<br>場所：沈砂池1階<br>※上記通路誘導灯設置に伴う配管及び配線(設置位置等の詳細は図面を参照の事)       | 2台 |
| 避難口誘導灯【C級 防雨防湿型 天井吊り下げ】<br>参考形式：FW11317C LE1(本体)(表示板含む)<br>場所：地下1F高速雨水処理室<br>※吊り下げ金具は既設再用                      | 1台 |

##### ●錦ポンプ場消防設備

##### 自動火災報知設備

|                                                                           |    |
|---------------------------------------------------------------------------|----|
| P型1級受信機 P型1級 12/15回線<br>既存ホーチキ(株) 受信機RPP-ABW15 受第9～117号 2014年製<br>場所：制御盤室 | 1面 |
|---------------------------------------------------------------------------|----|

定温式スポット型感知器1種 1個  
既存：耐酸・耐アルカリ型・防水型 DFS-1SE70RL  
場所：地下2階スクリーン室

光電式スポット型感知器2種 1個  
既存ホーチキ(株)光電式スポット型感知器2種SLK2  
場所：地下1階ポンプモーター室東側

●古新田ポンプ場消防設備

自動火災報知設備

P型1級受信機 P型1級 7/10回線 1面  
既存能美防災(株) 受信機FAP129 受第9～13号 1998年製  
場所：搬入室

●野殿ポンプ場消防設備

自動火災報知設備

光電式スポット型感知器2種 1個  
既存松下電工(株)光電式スポット型感知器2種BV4546  
場所：地下1階換気機械室北側

●上記に伴う必要な消防届出作成、検査立会 1式

※取替品は既設同等品以上とすること。誘導灯は参考型式同等以上とする。

(施工条件)

第5条 本修繕の留意事項は下記のとおりとする。

1. 仕様書・形式・図面等はいくまで参考とし、現地調査を十分行い、取替修理を行うこと。
2. 本修繕で取り外した既設機器等は、関係法令等に基づいて適切に処分すること。
3. 本修繕の対象施設は現在稼働中の下水ポンプ場である。施工にあたって当該ポンプ場の機能の一部あるいは全部を停止する必要がある場合は、事前に監督員と協議を行い、その指示に従うこと。
4. 市と協議した上で既設機器の一部については予備品とする事を可能とする。
5. その他、施工による施設運用への影響が最小限となるように発注者と十分に施工時期について協議した上で工程を組むこと。
6. 本修繕の契約不適合責任期間は検査終了後1年間とする。